

「持分なし医療法人」への 移行に関する手引書

～移行促進税制を中心として～

令和5年5月改訂

厚生労働省医政局医療経営支援課

目 次

はじめに

第1章 「持分なし医療法人」への移行促進策	
第1節 持分なし医療法人への移行促進策の概要	4
第2節 認定医療法人に対する具体的な支援の内容	4
第2章 「持分なし医療法人」への移行に係る手続き	
第1節 全体の流れ	6
第2節 持分なし医療法人への移行の検討	7
第3節 移行計画の認定申請	8
第4節 移行までの手続き	10
第5節 持分なし医療法人への移行完了	11
第6節 移行後の手続き	12
第7節 認定医療法人の運営に関する要件	13
第8節 移行計画の認定取消	16
第9節 提出書類の様式・記載方法	17
第3章 相続税・贈与税の納税猶予等の税制措置について	
第1節 個人への相続税・贈与税の納税猶予等	18
第2節 医療法人への贈与税の課税の特例	21
第3節 税額計算の具体例	22
第4章 融資制度について	
第1節 新たな経営安定化資金	24
第2節 貸付限度額等	24
第3節 貸付条件	24
第4節 審査	24
第5章 申請・相談窓口	25

【参考資料①】 出資持分の放棄申出書の記載例

【参考資料②】 持分なし医療法人への移行時の定款例

はじめに

はじめに、持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行を進める意義について、説明します。

◆持分とは

まず、「持分」の定義についてです。皆さんも「出資持分」、「持分」、「出資金」、「出資」等の様々な呼称で議論されていると思います。平成26年の医療法改正により、「持分」とは、「定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利」と定義されています。

◆持分あり医療法人とは

社団たる医療法人であって、その定款にこの持分に関する規定（例：社員資格を喪失した場合の持分の払戻しに関する規定、解散時の残余財産の持分に応じた分配に関する規定）を設けている医療法人を持分あり医療法人と呼んでいます。一方、その定款に持分に関する規定を持たず、現に持分が一切存在しないものを持分なし医療法人と呼んでいます。

平成18年の医療法改正により、非営利性の徹底と地域医療の安定性の確保のため、持分あり医療法人の新規設立は認められなくなりました。一方、法施行以前に設立されていた既存の持分あり医療法人については、当分の間存続する旨の経過措置がとられており、持分あり医療法人は「経過措置医療法人」とも呼ばれています。

◆持分によるリスク

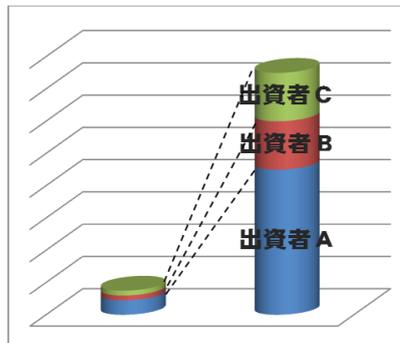
持分あり医療法人においては、定款の規定に基づいて、社員から退社に伴い持分の払戻を請求される、または社員が亡くなった場合にその相続人から持分の払戻を請求される可能性があります。

医療法人は配当が禁止されているため、法人に留保される金額が多額となりやすく、下記の図のように、持分の評価額が巨額に上る可能性もあり、その払戻請求や持分放棄による贈与税課税は、当該医療法人が医業を継続する上で大きなリスクとなり得ます。

○ 純資産が増えた場合の、持分の評価額増加のイメージ

※ 設立時は3,000万円であった持分が、年月を経て50倍に増加したケース

	設立時	現在
出資者A	1,800万円	90,000万円
出資者B	600万円	30,000万円
出資者C	600万円	30,000万円
合計	3,000万円	150,000万円

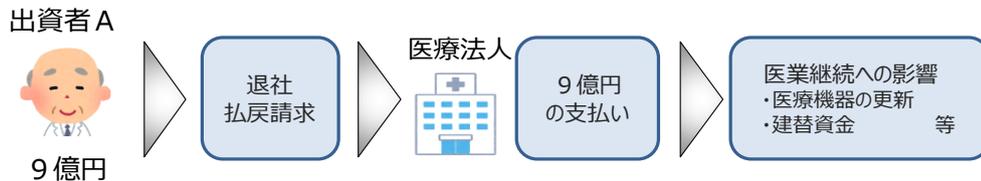


○ 持分により生じる課題の例

※ 前ページの例のとおり、持分が計 15 億円となっているようなケースを想定。
(出資者 A : 9 億円、出資者 B : 3 億円、出資者 C : 3 億円)

① 出資者からの持分の払戻請求による課題

持分を有する出資者 A は、退社時に医療法人に対して自己の持分に相当する財産の払戻しを求めることができます。この場合、医療法人に 9 億円の支払い義務が生ずることとなり、医業継続への影響が懸念されます。

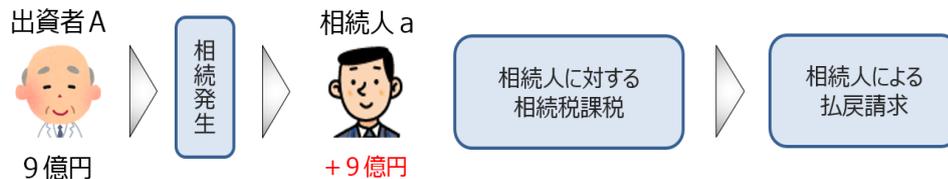


② 持分に関する課税による課題

出資者 A が持分の払戻請求を行わない場合であっても、持分を保有していることにより、以下のように医療法人への影響が生じます。

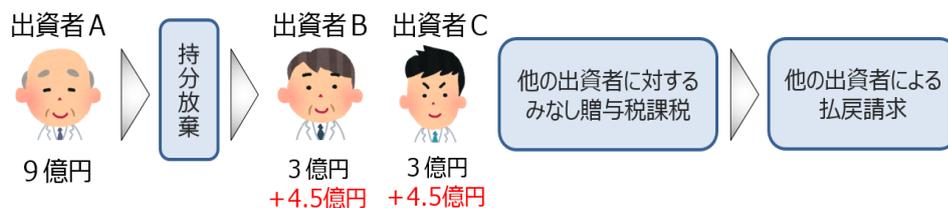
(1) 出資者 A が死亡し、相続が開始した場合

→ 持分の相続により、相続人 a に多額の相続税の課税が発生します。
この場合、相続人 a が納税資金を確保するため、医療法人に対して払戻しを請求することが考えられます。



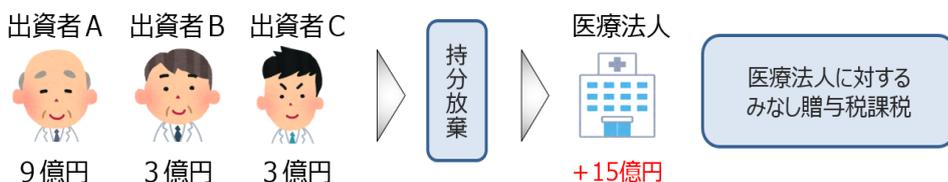
(2) 出資者 A が持分を放棄した場合

→ (1) の事態を避けるため、出資者 A が事前に持分を放棄した場合には、持分を持つ他の出資者 B・C に贈与税の課税が発生します。
この場合も、他の出資者 B・C による払戻請求のリスクがあります。



(3) すべての出資者が持分を放棄した場合

→ (1) (2) の事態を避けるため、全出資者が持分を放棄した場合には、医療法人に対して贈与があったとみなされ、一定の要件を満たさなければ医療法人が贈与税を支払うこととなります。



◆本手引書について

このような持分によるリスクを回避するために、現時点で「持分あり医療法人」である医療法人の方々には、「持分なし医療法人」への移行をご検討いただきたいと考えています。

一方で、持分なし医療法人へ移行するためには、持分の放棄や払戻によって持分を消滅させた上で、定款の変更を行うことが必要になりますが、この持分の放棄や払戻を行う過程においては、前ページで示したような税負担や、医療法人への金銭的負担が発生する可能性があります。

そこで、移行に当たってのこれらの負担を軽減するため、持分なし医療法人への移行について計画的な取組を行う医療法人については、厚生労働大臣が認定し、税制優遇等の支援を行う移行促進策（移行計画認定制度）を講じています。

本手引書においては、この移行促進策の内容を中心としながら、「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行の進め方や、必要な手続きについて解説しています。

第1章 「持分なし医療法人」への移行促進策

ここでは、持分なし医療法人への移行促進策の内容について説明します。

第1節 持分なし医療法人への移行促進策の概要

1 概要

医療法人の経営者の死亡により相続が発生することがあっても、相続税の支払いのための持分払戻などにより医業継続が困難になるようなことなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として、住民に対し医療を継続して安定的に提供していけるようにするため、医療法人の任意の選択を前提としつつ、以下のような移行促進策を講じています。

2 移行計画認定制度

現在持分あり医療法人であって、持分なし医療法人への移行をしようとする法人については、その移行計画を作成し提出することで、厚生労働大臣による認定を受けることができます。

移行計画においては、認定日から5年を超えない範囲で移行の期限を定める必要がある他、その期限内に持分なし医療法人への移行を完了するための有効かつ適切な計画であることなどが求められます。

厚生労働大臣の認定を受けた医療法人は「認定医療法人」となり、税制優遇や融資の支援を受けることができます。

なお、移行計画認定制度の実施期間は、令和8年12月31日までです。
(厚生労働大臣の認定を当該期日までに受ける必要があります。)

第2節 認定医療法人に対する具体的な支援の内容

1 税制措置

① 出資者に対する相続税の猶予・免除

相続人が持分あり医療法人の持分を相続または遺贈により取得した場合には、相続人に対して相続税が課されます(P.2の②(1))。

ただし、その法人が相続税の申告期限までに移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、その持分に対応する相続税額については、移行計画の期間満了までその納税が猶予され、当該相続人が持分の全てを放棄した場合は、猶予税額が免除されます。

② 出資者間のみなし贈与税の猶予・免除

また、移行計画の認定を受けた医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加した場合、贈与を受けたものとして他の出資者に贈与税が課されます(P.2の②(2))。

ただし、その法人が持分の放棄の時点までに移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、その放棄により受けた経済的利益に対応する贈与税額については、移行計画の期間満了までその納税が猶予され、当該他の出資者が持分の全てを放棄した場合は、猶予税額が免除されます。

③ 医療法人に対するみなし贈与税の課税の特例

持分なし医療法人への移行に伴い、出資者が持分の放棄を行ったことで医療法人が経済的利益を受けた場合には、医療法人に対して贈与税が課されます（P.2の②(3)）。

ただし、その法人が移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、この規定が適用されず、贈与税は課税されません。

2 融資制度

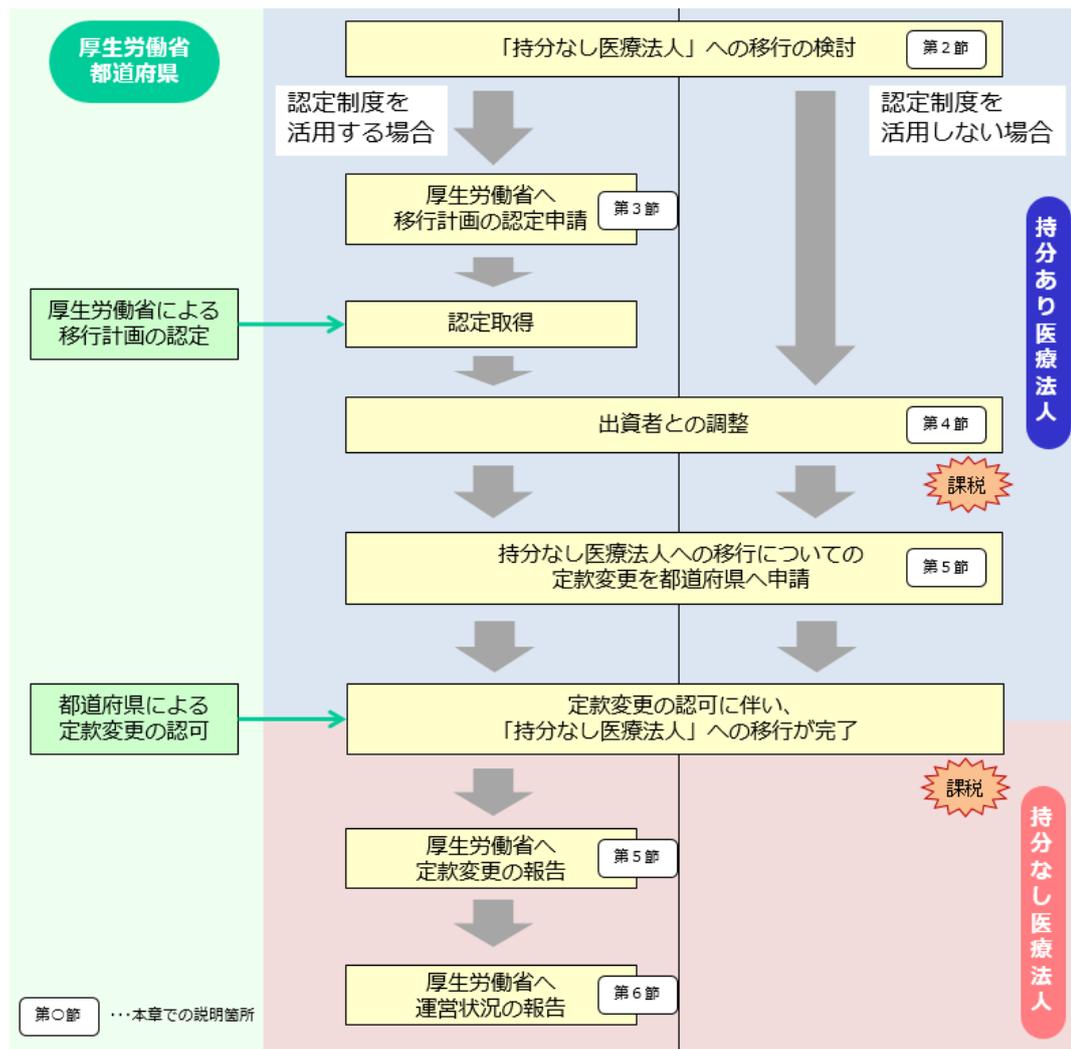
移行計画の認定を受けた医療法人において、持分の払戻が生じ、資金調達が必要となった場合には、独立行政法人福祉医療機構による資金の貸付（持分なし医療法人へ移行する医療施設等に係る経営安定化資金）を受けることができます。

第2章 「持分なし医療法人」への移行に係る手続き

本章においては、実際に「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」へ移行するに当たって、必要となる具体的な手続きについて整理します。

第1節 全体の流れ

持分なし医療法人へ移行する上では、大きく分けると、①移行計画認定制度を使って移行する方法、②移行計画認定制度を使わず移行する方法、の2通りの方法があります。



- ※ 認定制度を活用して移行する場合には、事前に厚生労働大臣への認定申請手続きが必要になるほか、移行完了から6年が経過するまでの間、運営状況の報告を行う必要があります。
- ※ 一方、認定制度を活用しない場合には、出資者との調整段階や移行完了のタイミングにおいて発生する相続税・贈与税等の課税について、税制優遇を受けることはできません。

第2節 持分なし医療法人への移行の検討

「持分なし医療法人」への移行は、あくまでも医療法人の任意の選択によるものであり、移行が強制されているものではありません。

また、持分なし医療法人への移行にあたって、必ずしも移行計画認定制度を利用しなければならないものではありません。医療法人内で検討した結果、税負担等の問題が小さい場合には、移行計画の認定を受けずに持分なし医療法人へ移行することも可能です。

1 移行の検討プロセス

持分なし医療法人への移行を検討される場合、十分に時間をかけて事前準備を行うことが、スムーズな移行への鍵となります。

STEP1 医療法人内での検討体制の整備

- ① 移行検討委員会等の立ち上げ
- ② 担当理事の選任 等

STEP2 持分なし医療法人への移行についての検討

- ① 最初に検討すべき内容
 - ・ 出資持分を保有する出資者の特定
 - ・ 法人資産の評価・出資持分の評価
 - ・ 持分なし医療法人へ移行する場合と移行しない場合でのメリット・デメリットの検討 等
- ② 移行する方針となった場合の検討内容
 - ・ 移行を予定する持分なし医療法人の法人類型（※）の検討
 - ・ 移行のスケジュールの策定
 - ・ 移行計画認定制度を活用する場合と活用しない場合でのメリット・デメリットの検討 等
- ③ 移行計画認定制度を活用する方針となった場合の検討内容
 - ・ 認定要件の充足状況の確認 等

※ 持分なし医療法人の中にも、「社会医療法人」「特定医療法人」「基金拠出型医療法人」「その他の持分なし医療法人」の4つの類型があります。

社会医療法人に移行する場合は実績要件等の基準を満たす必要があり、特定医療法人に移行する場合には国税庁の審査をクリアする必要があるなど、その他2つの類型の法人に移行する以上に移行のハードルは高くなりますので、準備期間も含めて無理のない移行スケジュールを策定するようにしてください。

STEP3 出資者への事前説明

- ① 出資者への持分なし医療法人への移行に関する事前説明
- ② 持分放棄・払戻の意向確認

第3節 移行計画の認定申請

1 移行計画の認定について

持分なし医療法人への移行計画について、厚生労働大臣の認定を受けた医療法人は「認定医療法人」となり、税制優遇や融資制度を利用することができるようになります。

2 認定までの手続き

STEP1 社員総会での議決

社員総会を開催し、移行計画の内容について議決を得る。

STEP2 移行計画の認定申請

① 厚生労働大臣宛に移行計画の認定申請を行う。

- ※ 都道府県は経由せず、直接厚生労働省宛に申請してください。
- ※ 申請の検討段階での事前相談も受け付けております。

- 移行計画の認定を受けるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
 - ・ 移行計画が社員総会において議決されたものであること
 - ・ 移行計画が有効かつ適切なものであること
 - ・ 移行計画に記載された移行の期限が、認定日から起算して5年を超えない範囲内のものであること
 - ・ 認定医療法人の運営に関する要件を全て満たしていること
(詳細は本章第7節を参照。)

- 認定申請時の必要書類は以下のとおりです。
 - ・ 移行計画認定申請書(附則様式第1)
 - ・ 移行計画(附則様式第2)
 - ・ 定款(現行のもの)
 - ・ 出資者名簿(附則様式第3)
 - ・ 社員総会の議事録(移行計画について議決したもの)
 - ・ 直近の三会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書
 - ・ 医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類(別添様式4)
 - ・ 事務担当者連絡先(別紙1)
- 申請後、要件の充足状況等について確認するため、上記の書類以外にも追加資料を求められるケースがあります。

② 厚生労働大臣から、移行計画認定通知書が発出される。

- ※ 令和4年度における、移行計画の申請から認定までに要する平均的な期間は、約2月程度です。

3 移行計画の変更認定について

以下の理由により、移行計画の内容に変更が生じた場合には、移行計画の変更認定を受けることが必要となります。

- ① 移行期間中に認定医療法人が他の持分あり医療法人と合併し、持分あり医療法人として存続法人となった場合
※ 合併後に変更認定申請が必要です。
- ② 移行計画の認定時には、融資制度の利用見込みを「無」としていたものの、融資制度の利用見込みが生じた場合
- ③ 移行計画に記載された移行の期限に変更が生じた場合
※ 変更後の移行の期限も、当初認定日から起算して5年を超えないことが必要です。
- ④ その他、移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更以外の変更があった場合

変更認定に当たっての手続きの流れは、当初の認定時と同様です。

- 変更認定申請時の必要書類は以下のとおりです。
- ・ 移行計画変更認定申請書（附則様式第4）
 - ・ 変更後の移行計画（附則様式第2）
 - ・ 移行計画認定通知書の写し
 - ・ 変更前の移行計画（附則様式第2）の写し
 - ・ 社員総会の議事録（移行計画の変更について議決したもの）
 - ・ 直近の三会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書
 - ・ 医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類（別添様式4）
 - ・ 出資者の氏名及び住所が記載された書類（出資者名簿等）
- 【合併に伴い移行計画を変更する場合は、以下も含む】
- ・ 出資者名簿（附則様式第3）（合併後のもの）
 - ・ 定款（合併後のもの）
 - ・ 定款変更認可書の写し
 - ・ 医療法人合併認可書の写し
 - ・ 合併したことを証明できる書類
（社員総会議事録、合併協議会の議事録等）

第4節 移行までの手続き

1 出資者との調整

持分なし医療法人へ移行するまでに、現在持分を保有している出資者との間で、持分の放棄・払戻等の調整を行う必要があります。

- ① 持分の放棄を行う場合、各出資者から「出資持分の放棄申出書」（附則様式第7）を受領し、持分放棄に対する同意の意思を書面上で確認しておくことが重要です。

※ 出資持分の放棄申出書の作成に当たっては、参考資料①「出資持分の放棄申出書の記載例」を参考としてください。

- ② 持分の払戻や譲渡を行う場合も、後々のトラブルを避けるため、当事者間で払戻請求書や譲渡契約書等の書面を交わしておくことが好ましいと考えられます。

2 実施状況報告

認定医療法人においては、移行が完了するまでの間、厚生労働大臣に対して以下の実施状況報告等が必要となります。

① 持分の処分報告

出資者に持分の処分（放棄、払戻、譲渡、相続、贈与）が生じた場合（施行規則附則第60条第3項関係）

- 持分の処分があった日から起算して3ヶ月以内に、厚生労働大臣宛に以下の書類を提出する必要があります。
- ・ 実施状況報告書（附則様式第5）
 - ・ 出資者名簿（附則様式第3）
 - ・ 出資持分の状況報告書（附則様式第6）
 - ・ 出資持分の放棄申出書の写し（附則様式第7）
（持分の放棄があった場合のみ）

② 進捗状況報告

認定を受けた日から起算して1年を経過すること（施行規則附則第60条第1項関係）

- その経過する日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣宛に、以下の書類を提出する必要があります。
- ・ 実施状況報告書（附則様式第5）
 - ・ 運営の状況報告書（附則様式第8）
 - ・ 直近の三会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書
 - ・ 医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類（別添様式4）

なお、持分なし医療法人への移行に伴う①の報告は、移行完了時の残余財産の定款変更報告と併せて報告することが可能です。（次節で詳述）

第5節 持分なし医療法人への移行完了

1 移行完了へ向けて

出資者との調整が終わった後、持分なし医療法人への移行を完了させるためには、残余財産に係る定款変更について都道府県知事による認可を受ける必要があります。

2 認可までの手続き

STEP1 社員総会での議決

社員総会を開催し、残余財産に係る定款変更について議決を得る。

※ 定款の作成に当たっては、参考資料②「持分なし医療法人への移行時の定款例」を参考としてください。

STEP2 定款変更の認可申請

① 都道府県知事宛に定款変更の認可申請を行う。

※ 認可申請に当たって必要な書類については、各都道府県の医療法人担当窓口にご確認ください。

② 都道府県知事から、定款変更認可書が発出される。

なお、認定医療法人の場合、移行計画に記載した移行期限までに、この都道府県知事による定款変更の認可が完了している必要があります。

この認可手続きにも時間を要する場合がありますので、なるべく余裕をもったスケジュールで申請を行うことが重要です。

3 実施状況報告

認定医療法人においては、都道府県知事からの定款変更認可を受けた後、厚生労働大臣に対して実施状況報告が必要となります。（施行規則附則第60条第2項関係）

- 定款変更の認可を受けた日から起算して3ヶ月以内に、厚生労働大臣宛に以下の書類を提出する必要があります。
- ・ 実施状況報告書（附則様式第5）
 - ・ 運営の状況報告書（附則様式第8）
 - ・ 直近の三会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書
 - ・ 医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類（別添様式4）
 - ・ 定款（認可後のもの）、新旧対照表
 - ・ 定款変更認可書の写し
 - ・ 社員総会の議事録（定款変更について議決したもの）
 - ・ 出資者名簿（附則様式第3）
 - ・ 出資持分の状況報告書（附則様式第6）
 - ・ 出資持分の放棄申出書の写し（附則様式第7）

第6節 移行後の手続き

1 運営状況報告

認定医療法人においては、移行が完了した後6年を経過する日までの間、厚生労働大臣に対して運営状況報告が必要となります。（施行規則附則第60条第5項関係）

- 移行完了日（定款変更の認可を受けた日）から起算して1年を経過すること、その経過する日の翌日から起算して3ヶ月以内に、厚生労働大臣宛に以下の書類を提出する必要があります。
 - ・ 運営の状況報告書（附則様式第8）
 - ・ 直近の三会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書
 - ・ 医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類（別添様式4）
- なお、移行完了日から5年を経過する日から同じく6年を経過する日までの間の運営の状況については、移行完了日から起算して5年10ヶ月を経過する日までに、厚生労働大臣に報告する必要があります。

この場合、運営の状況については、移行完了日から5年9ヶ月までの内容について報告が求められます。

（移行完了日から5年9か月を経過する日が、決算日の翌日から起算して2か月以内の場合には、直前に終了した会計年度の1会計年度前の会計年度を直近の会計年度として報告が可能です。）

※ 運営状況報告の報告対象期間と報告期限

（例）令和3年8月15日に定款変更認可を受けた場合（3月決算法人）

	定款変更報告	1年目報告	2年目報告	3年目報告	4年目報告	5年目報告	6年目報告
報告対象期間	～R3. 8. 15	R3. 8. 15～ R4. 8. 14	R4. 8. 15～ R5. 8. 14	R5. 8. 15～ R6. 8. 14	R6. 8. 15～ R7. 8. 14	R7. 8. 15～ R8. 8. 14	R8. 8. 15～ R9. 5. 14
報告対象決算	R3. 3月 決算	R4. 3月 決算	R5. 3月 決算	R6. 3月 決算	R7. 3月 決算	R8. 3月 決算	R9. 3月 決算※
報告期限	R3. 11. 14	R4. 11. 14	R5. 11. 14	R6. 11. 14	R7. 11. 14	R8. 11. 14	R9. 6. 14

※上記の場合、6年目の報告は、R8. 3月決算の数値により行うことも可能です。

2 認定の効力の消滅

認定医療法人が持分なし医療法人に移行してから6年を経過すると、当該認定の効力は消滅します。

6年を経過した後については、認定医療法人としての要件充足や報告の義務はありません。

※ 認定後の各種報告における必要書類をまとめると下記の通りとなります。

提出書類		報告内容			
書類名	様式	移行計画の 進捗状況 (1項)	持分の 処分 (3項)	定款変更の 認可 (2項)	移行後の 運営状況 (5項)
実施状況報告書	別添様式 6	○	○	○	
運営の状況報告書	別添様式 7	○		○	○
直近の三会計年度に係る貸借 対照表及び損益計算書		○		○	○
医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に 該当する旨を説明する書類	別添様式 4	○		○	○
定款（認可後のもの）				○	
出資者名簿	別添様式 3		○	○	
社員総会の議事録				○	
出資持分の状況報告書	別添様式 8		○	○	
出資持分の放棄申出書の写し	別添様式 9		○	○	

第 7 節 認定医療法人の運営に関する要件

1 要件の概要

移行計画認定制度を利用する医療法人は、運営に関して以下の要件を全て満たす必要があります。

これらの要件については、認定を受ける時点だけでなく、持分なし医療法人への移行後 6 年が経過するまでの間、満たし続ける必要があります。

<運営方法>

- ① 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
- ② 役員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を定めていること
- ③ 株式会社等に対し、特別の利益を与えないこと
- ④ 遊休財産額が事業に係る費用の額を超えないこと
- ⑤ 法令に違反する事実、帳簿書類の隠ぺい等の事実その他公益に反する事実がないこと

<事業状況>

- ⑥ 社会保険診療等（介護、助産、予防接種等を含む）に係る収入金額が全収入金額の 80% を超えること
- ⑦ 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準によること
- ⑧ 医業収入が医業費用の 150% 以内であること

2 各要件について

① 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと

社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者に対し、特別の利益を与えてはいけません。

例えば、法人関係者に以下のような行為をし、その行為が社会通念上不相当と認められる場合には、「特別の利益」を与えているものと判断されます。

＜特別の利益供与に該当する行為の例＞

- ・ 医療法人の財産を居住、担保、その他の私事に利用させること
- ・ 医療法人の余裕金を法人関係者の行う事業に運用していること
- ・ 医療法人の他の従業員より有利な条件で金銭の貸付をすること
- ・ 医療法人の財産を無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること
- ・ 金銭等の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること
- ・ 財産を過大な対価で譲り受けること、又は事業目的とは認められない財産を取得すること
- ・ 医療法人の役員等の地位にあることのみに基づいて給与等を支払うこと、又は他の従業員より過大な給与等を支払うこと
- ・ 債務の保証、弁済、免除、引受けを行うこと
- ・ 入札等公正な方法によらないで、事業に係る契約の相手方となること（契約金額が少額なものを除く）
- ・ 事業により供与する利益を主として、又は不公正な方法で与えること

② 役員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を定めていること

理事及び監事に対する報酬等について、民間事業者の役員報酬や従業員の給与、医療法人の経理状況等の事情を考慮して、不当に高額とならないような支給の基準を定めなければなりません。

具体的には、役員報酬や役員退職慰労金等の支給額について、不当に高額とならないよう上限を定めた規程を整備し、提出すること等が求められます。

なお、理事等が医療法人の使用人としても給与や賞与等を受ける場合には、それも併せて評価する必要があります。

③ 株式会社等に対し、特別の利益を与えないこと

株式会社等の営利事業を営む者や、特定の個人や団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄付等の特別の利益を与えてはいけません。

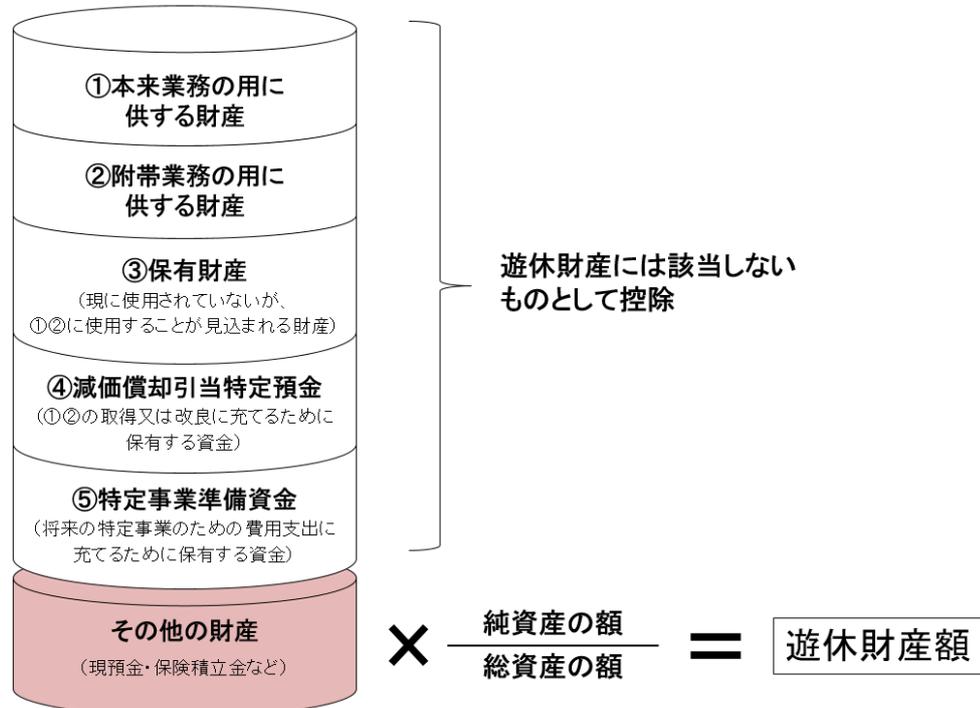
ただし、公益法人等に対して公益目的の事業のために行われる寄付等の特別の利益の供与に関しては、この限りではありません。

④ 遊休財産額が事業に係る費用の額を超えないこと

毎会計年度の末日における遊休財産額が、年間の損益計算書の本来業務に係る事業費用の額を超えてはいけません。

「遊休財産額」は以下の計算方法によって算出されます。

医療法人の総資産



⑤ 法令に違反する事実、帳簿書類の隠ぺい等の事実その他公益に反する事実がないこと

申請日の属する会計年度と前会計年度において、該当する事実がないことが必要です。

⑥ 社会保険診療等（介護、助産、予防接種等を含む）に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること

全収入金額のうち、以下の収入の占める割合が80%を超えていなければなりません。

<「社会保険診療等」に含まれる収入の内容>

- ・ 社会保険診療に係る収入金額
- ・ 健康増進事業に係る収入金額
- ・ 予防接種に係る収入金額
- ・ 助産に係る収入金額
- ・ 介護保険法の規定に基づく保険給付に係る収入金額
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス・事業に係る収入金額

⑦ 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準によること

自費患者（保険外の患者）に対する請求は、社会保険診療報酬と同一の基準によって計算されなければなりません。

⑧ 医業収入が医業費用の150%以内であること

医療診療により収入する金額が、患者のために直接必要な経費の額（医師・看護師等の給与、医療の提供に要する費用等）に150%を乗じた金額の範囲内でなくてはなりません。

3 参考資料

要件のさらに詳細な内容については、厚生労働省のHPに掲載されているQ&Aを参考としてください。

【参照先】「持分の定めのない医療法人への移行計画の認定申請について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000205627.html>

「持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度のQ&A」参照。

第8節 移行計画の認定取消

1 移行計画の認定取消について

認定医療法人が以下に該当することとなった場合には、認定が取り消されます。

- ① 移行計画に記載された移行期限までに持分なし医療法人に移行しなかった場合
- ② 持分なし医療法人への移行に向けた取組を行っていないと認められる場合、もしくは以下のいずれかに該当する場合（厚生労働大臣が必要に応じて実地調査を行った上、認定医療法人に対して改善等を指示し、その改善の見込みがないものと判断するとき）
 - ・ 持分なし医療法人に移行してから6年を経過する日までの間に、運営に関する要件を満たさなくなったとき
 - ・ 合併以外の理由により解散したとき
 - ・ 合併により消滅したとき
 - ・ 分割したとき
 - ・ 不正の手段により、移行計画の認定を受けたことが判明したとき
 - ・ 移行計画の変更について厚生労働大臣の認定を受けなかったとき
 - ・ 厚生労働大臣へ必要な報告を行わないとき、または虚偽の報告をしたとき

2 再度の認定取得について

移行計画の認定を受けた後、1のいずれかの理由により認定が取り消された場合には、再度の認定を受けることはできません。

3 認定取消時の課税関係

出資者に対する相続税・贈与税の猶予を受けている場合（移行前）に、認定が取り消された場合には、認定の取消しをもって猶予期限が確定し、納税猶予が終了します。

また、移行時の医療法人に対する贈与税が課税されなかった場合（移行後）に、認定が取り消されたときには、遡って当該贈与税が課税されることとなります。

より具体的な課税関係については、第3章をご確認ください。

第9節 提出書類の様式・記載方法

第3～6節に係る各種書類の様式や記載例については、以下の厚生労働省のHPを参考としてください。

【参照先】「持分の定めのない医療法人への移行計画の認定申請について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000205627.html>

○認定申請手続き（第3節）に係る書類

「2 提出する申請書類」内

「持分なし医療法人への移行計画認定申請書の記載方法」参照。

○認定後の手続き（第4～6節）に係る書類

「4 認定後の手続きについて」内

「認定後の各種報告書類の記載方法」参照。

第3章 相続税・贈与税の納税猶予等の税制措置について

本章においては、認定医療法人において相続や贈与が発生した場合の相続税・贈与税の納税猶予・税額控除（以下、「納税猶予等」という。）及び持分なし医療法人へ移行した場合の医療法人へのみなし贈与税の課税の特例措置について、その概要と主な手続きの流れを解説します。

なお、具体的な税制措置の内容については、財務省のHP上の以下のページに詳細な内容が記載されておりますので、参考としてください。

【参照先】財務省ホームページ

- トップページ > 税制 > 毎年度の税制改正 > 税制改正の概要
- > 平成 29 年度 > 平成 29 年度税制改正の解説
- > 「租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正」

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/explanation/pdf/p0582-0638.pdf

第1節 個人への相続税・贈与税の納税猶予等

1 制度概要

① 相続税の納税猶予等

認定医療法人において、出資者の死亡により相続が発生した場合、出資者の相続人は相続税の納税猶予等を受けることができます。

※ なお、相続時点において認定医療法人ではない医療法人が、相続発生後、相続税の期限内申告書の提出期限までに移行計画の認定を受けた上で、相続人が納税猶予等の手続きを行った場合も対象となります。

② 個人出資者への贈与税の納税猶予等

認定医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとして他の出資者に贈与税が課される場合、贈与税の納税猶予等を受けることができます。

※ なお、出資者が持分を放棄する時に、認定医療法人である必要がある点が、相続税の納税猶予等と異なるので注意してください。

※ また、出資者の死亡に伴い、他の個人の持分の価額が増加した場合における納税猶予等については、贈与税の期限内申告書の提出期限までに認定医療法人である必要があります。

2 納税猶予の手続き

相続税・贈与税の納税猶予を受けようとする相続人や出資者の方は、医療法人および税務署において、以下の手続きが必要となります。

STEP1 医療法人から、必要な書類の交付を受ける。

- 必要書類は以下のとおりです。
 - ・ 移行計画の認定通知の写し
 - ・ 移行計画の写し
 - ・ 出資者名簿の写し（相続・放棄の直前及び相続・放棄の後のもの）
 - ・ 出資者の持分の放棄又は相続があった直前及びその後の出資持分の評価額を計算するための書類

STEP2 税務署へ納税猶予の申告を行う。

納税猶予等の適用を受けるためには、申告書を期限内に提出するとともに、猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。この手続きが期限内に行われないと、納税猶予の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

なお、申告期限までに持分の放棄が完了する等により、税額控除を受ける場合には、当該担保提供は不要となります。

- 必要書類は以下のとおりです。
 - ・ 相続税・贈与税の申告書
 - ・ STEP1 で医療法人から交付された書類等
 - ・ 担保提供に必要な書類等

※ 出資持分を担保として提供する場合は、質権設定承諾書等の提出が必要になります。質権設定承諾書の詳細については、所轄の税務署にお問い合わせください。

3 免除される場合

① 概要

認定医療法人の移行計画に記載された移行期限までに、次に掲げる場合に該当することとなったとき（一定の場合を除きます。）には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額に相当する相続税額・贈与税額は、届出書を提出することにより、免除されます。

(1) 認定医療法人の持分の全てを放棄した場合

… 納税猶予税額

(2) 認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金として拠出したとき

… 納税猶予税額から基金として拠出した額に対応する部分の金額を控除した残額

② 猶予税額免除の手続き

STEP1 医療法人から、必要な書類の交付を受ける。

- 必要書類は以下のとおりです。
 - ・ 放棄申出書（医療法人に提出したもの）の写し
 - ・ 出資者名簿の写し（相続・放棄の直前及び相続・放棄の後のもの）
 - ・ 基金拠出型医療法人の定款の写し
 - ・ 基金拠出の直前において有していた持分の時価評価の評価書
- ※ 基金拠出型医療法人へ移行した場合のみ必要となります。猶予税額のうち基金に拠出した額に対応する猶予税額と利子税を合わせて納付しなければならず、放棄した額に対応する猶予税額が免除されます。

STEP2 税務署へ猶予税額免除の申請手続きを行う。

- 必要書類は以下のとおりです。
 - ・ 免除の届出書
 - ・ STEP1 で医療法人から交付された書類
 - ・ 担保権解除に必要な書類等
- ※ 猶予税額免除の際には、納税猶予時に担保提供した持分や資産について、担保権解除の手続きも併せて行います。具体的に必要な書類や手続きの詳細については、所轄の税務署にお問い合わせください。

4 納税猶予税額を納付しなければならない場合

以下のいずれかに該当することとなったときは、納税猶予の期限が確定し、納税猶予を受けている相続税額・贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。

- 納税猶予税額の全部について期限が確定する事由は以下のとおりです。
 - ・ 持分の払戻しを受けた場合
 - ・ 持分を譲渡した場合
 - ・ 認定医療法人が移行期限までに持分なし医療法人への移行をしなかった場合
 - ・ 認定医療法人の認定が取り消された場合
 - ・ 認定医療法人が解散した場合
 - ・ 認定医療法人が合併により消滅した場合（一定の場合を除く）
- 納税猶予税額の一部について期限が確定する事由は以下のとおりです。
 - ・ 認定医療法人が基金拠出型医療法人に移行する場合において、相続人等が持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき

第2節 医療法人への贈与税の課税の特例

1 制度概要

出資者が持分を放棄したことにより、医療法人が経済的利益を受けた場合、原則として当該医療法人を個人とみなして贈与税が課されることとなりますが、当該医療法人が認定医療法人である場合は、この規定に基づく贈与税は課されません。

2 特例を受けるための手続き

贈与税の特例を受けようとする認定医療法人は、一定の書類等を添付した上で、税務署に贈与税の申告書を期限内に提出してください。

※ この手続きが期限内に行われないと、当該特例の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

○ 必要書類は以下のとおりです。

- ・ 医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書
- ・ 移行計画の認定通知の写し
- ・ 移行計画の写し
- ・ 出資者名簿の写し（放棄の直前のもの）
- ・ 放棄申出書の写し

3 認定が取り消された場合

認定医療法人が医療法人への贈与税の課税の特例に係る贈与税の申告書を提出した場合において、その認定医療法人が持分なし医療法人に移行した日から6年を経過する日までの間に認定が取り消された場合には、その認定医療法人を個人とみなして贈与税が課税されます。

この場合において、その認定医療法人は、認定が取り消された日の翌日から2ヶ月以内に、その贈与税についての修正申告書を提出し、納付すべき税額を納付しなければなりません。

※ 認定取消の事由については、第2章第8節をご参照ください。

第3節 税額計算の具体例

移行計画認定制度を活用した場合、例えば以下のような税制上のメリットを受けることができます。

- 以下のようなケースを想定。
 - ・ 医療法人の出資持分を持つ出資者の1人に相続が発生。
 - ・ 相続対象財産は計3億円。
(医療法人の出資持分：2億円、その他の財産：1億円)
 - ・ 法定相続人は1人。
 - ・ 移行計画認定制度を活用して、出資持分の2億円分に係る相続税について納税猶予の手続きを実施。
 - ・ その後、移行期限内に出資持分を全て放棄し、持分なし医療法人へ移行。

○ 認定医療法人としての税制優遇を利用した場合の税額計算

① 全ての相続財産から税額を算出

(1) 課税遺産

$$3 \text{ 億円} - \frac{(3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 1 \text{ 人})}{\text{基礎控除}} = 2 \text{ 億 } 6,400 \text{ 万円}$$

(2) 税額計算

$$2 \text{ 億 } 6,400 \text{ 万円} \times \frac{45\%}{\text{税率}} - \frac{2,700 \text{ 万円}}{\text{控除額}} = \frac{9,180 \text{ 万円}}{\text{(本来の課税額)}}$$

② 出資持分のみを相続したとして税額を算出

(1) 課税遺産

$$2 \text{ 億円} - \frac{(3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 1 \text{ 人})}{\text{基礎控除}} = 1 \text{ 億 } 6,400 \text{ 万円}$$

(2) 税額計算

$$1 \text{ 億 } 6,400 \text{ 万円} \times \frac{40\%}{\text{税率}} - \frac{1,700 \text{ 万円}}{\text{控除額}} = \frac{4,860 \text{ 万円}}{\text{(猶予税額)}}$$

③ 納税額

$$\frac{9,180 \text{ 万円}}{\text{①}} - \frac{4,860 \text{ 万円}}{\text{②}} = \frac{4,320 \text{ 万円}}{\text{(納税額)}}$$

(出資持分を全て放棄した場合に免除)

【参考】相続発生前に持分なし医療法人へ移行していた場合の税額計算

○ 前ページでは、相続が発生した後に出資持分を放棄し、税制優遇措置を受けた場合を紹介しましたが、同様のケースにおいて、相続が発生する前に被相続人が出資持分を放棄し、持分なし医療法人へ移行していた場合の相続税額は以下ようになります。

① 課税遺産額

既に出資持分を放棄しているため、課税遺産額は1億円のみ。

② 全ての相続財産から税額を算出

(1) 課税遺産

$$1 \text{ 億円} - \frac{(3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 1 \text{ 人})}{\text{基礎控除}} = 6,400 \text{ 万円}$$

(2) 税額計算

$$6,400 \text{ 万円} \times \frac{30\%}{\text{税率}} - \frac{700 \text{ 万円}}{\text{控除額}} = \boxed{1,220 \text{ 万円}} \\ \text{(納税額)}$$

○ 上記のように、出資持分の放棄によって相続財産から出資持分を除外するという最終的な結果は同じであっても、実際に相続が発生する前に持分なし医療法人に移行していた場合には、相続人への税負担はより軽減されることになります。

ゆとりをもって手続きを進めていただくためにも、不慮の相続等が発生してしまう前に、予め持分なし医療法人への移行を終えておくことが重要です。

第4章 融資制度について

本章では、独立行政法人福祉医療機構による経営安定化資金の貸付について説明します。

なお、融資制度については、福祉医療機構のHPに詳細な貸付内容等が記載されていますので、参考としてください。

【参照先】福祉医療機構ホームページ

<https://www.wam.go.jp/hp/>

第1節 経営安定化資金

認定医療法人において出資者や相続人から払戻請求が生じ、医療法人の自己資金だけでは対応できず資金調達が必要となった場合、独立行政法人福祉医療機構による経営安定化資金の貸付を受けることができます。

第2節 貸付限度額等

- ① 貸付限度額 : 2億5,000万円
- ② 償還期間 : 10年（うち据置期間1年以内）

第3節 貸付条件

- ① 移行計画の申請時に、融資制度の利用見込みを「有」として認定を受け、持分なし医療法人への移行期間中の医療法人であること
- ② 移行計画の認定時において、融資制度の利用見込みを「無」としていたものの、その後、融資制度の利用見込みが生じた場合については、厚生労働省あてに移行計画の変更申請を行って認定を受けてください。
- ③ 資金の貸付けにあたっては、事前審査および本審査を受けていただく必要があります。
- ④ 原則として、担保提供していただきます。
- ⑤ 保証については、次のいずれかを選択していただきます。
 - ・ 保証人不要制度（貸付利率に一定の利率を上乗せします。）
 - ・ 法人代表者等、個人の連帯保証人を立てる。
- ⑥ 通常の「経営安定化資金」との併用はできません。

第4節 審査

審査については、事前審査と本審査の2回を受けていただく必要があります。

- ① 事前審査
 - ・ 収支改善計画書、財務諸表等を提出いただき、事前審査を行います。
- ② 本審査
 - ・ 借入申込前に「経営診断」を受けていただく必要があります。
 - ・ 医療法人関係者に対して面接を実施し、収支改善計画の内容を確認します。
 - ・ 提出書類は、収支改善計画書、財務諸表等です。

第5章 申請・相談窓口

持分なし医療法人への移行促進策に関する各種申請・相談の窓口です。

① 移行計画の申請、報告および制度全般に関する相談の窓口

厚生労働省医政局医療経営支援課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5253-1111 (代表) (内線 2608)

03-3595-2261 (直通)

FAX : 03-3580-9644

Mail : ninteihoujin@mhlw.go.jp

② 融資制度の相談窓口

〈施設の開設地が沖縄県以外の場合〉

独立行政法人 福祉医療機構 福祉医療貸付部医療審査課融資相談係

〒105-8486 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 9F

TEL : 03-3438-9940

FAX : 03-3438-0659

〈施設の開設地が沖縄県の場合〉

沖縄振興開発金融公庫 本店融資第一部産業開発融資班

〒900-8520 沖縄県那覇市おもろまち 1-2-26

TEL : 098-941-1765

FAX : 098-941-1915

③ 移行の具体的な進め方などの相談窓口

公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会 事業第二課

〒102-0075 東京都千代田区三番町 9-15 ホスピタルプラザビル 5F

TEL : 03-5275-6996

FAX : 03-5275-6991

※ 専門家など相談先の紹介です。

※ 個々の医療法人の事情に特化した継続的な相談については、対応できない場合があります。

④ 納税猶予等の手続きについて

最寄りの税務署へまずは電話でお問い合わせください。